

京都市青少年科学センター飲料自動販売機設置に係る仕様書

1 設置条件等

(1) 所在地

京都市伏見区深草池ノ内町13 京都市青少年科学センター

(2) 設置場所、台数、基準 別紙1 別紙2

設置番号	場所	寸法上限	台数
①	展示場2階	W1300mm×D900mm×H2500	1台
②	駐車場	W1500mm×D900mm×H2500	1台

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、空容器の回収箱設置場所を含みません。

(3) 設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

なお、令和9年4月1日以降は、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年(令和11年3月31日まで)を限度として1年ごとに使用許可を更新することとする。

(4) 使用料

ア 応募資格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、年額の使用料を百円単位で記入してください。

イ 使用料の納入

(ア) 本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに当該年度分の年額使用料を全額納入してください。

(イ) 本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。なお、この場合においては、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は設置事業者の負担になります。

ウ 更新後の使用料

上記4-(1)に記載する使用許可の更新が果たされた場合は、更新後の使用料については、引き続き当初の使用料と同額とします。

(5) 原状回復

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

イ 電気料

(ア) 自動販売機の運転に必要な電気料は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、設置事業者の実費負担とします。

(イ) 電気料金は、本市が発行する納入通知書により、四半期ごとに本市が指定する期日内に納入してください。

(6) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

（7）事故責任

自動販売機によって第三者に生じた損害・自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて設置事業者が補償することとし、本市は一切の責任を負わないこととする。

2. 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに市有財産使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 設置事業者の決定後、募集要項「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (3) その他本市が市有財産使用許可の相手方として不適切と認めた場合

3. その他

本仕様書1(5)(6)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手続きに要する一切の費用は設置業者の負担とする。

4. 問合せ先

〒612-0031

京都市伏見区深草池ノ内町13

京都市青少年科学センター（担当：石井、延藤）

電話 (075) 642-1601

FAX (075) 642-1605